

一般社団法人日本訪問看護認定看護師協議会 定款
(抜粋)

第1章 総 則

第3条 (目的)

当法人は、訪問看護認定看護師の活動を推進する事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護認定看護師の高度実践の質確保や向上に関する事業
- (2) 訪問看護認定看護師の活動の場の提供及び拡大に関する事業
- (3) 国民の健康維持・増進のための政策提言やその実現に関する事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会 員

第5条 (種別)

当法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

尚、会員に関する規定は、別途定める。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、当法人の維持・発展に協力を希望する日本看護協会の認定を受けた訪問看護認定看護師

(2) 賛助会員

- 1) 個人会員：本協議会の活動の趣旨を理解し賛同する個人
- 2) 法人会員：本協議会の活動の趣旨を理解し賛同する法人